

船舶事故調査報告書

平成24年9月13日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年9月24日（土） 14時30分ごろ
発生場所	長崎県長崎市三重式見港沖防波堤西方沖 長崎市所在の能瀬灯標から真方位183°630m付近 （概位 北緯32°47.9′ 東経129°43.8′）
事故調査の経過	平成23年9月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A モーターボート 光丸、5トン未満 292-30961長崎、個人所有 5.54m (Lr) × 1.63m × 0.62m、FRP ガソリン機関（船外機）、18.40kW、昭和52年5月 B モーターボート NANTANI、5トン未満 292-22064長崎、個人所有 4.40m (Lr) × 1.59m × 0.70m、FRP ガソリン機関（船外機）、18.39kW、昭和55年3月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 73歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成10年12月1日 免許証交付日 平成19年12月17日 （平成25年11月30日まで有効） B 船長B 男性 75歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和63年4月22日 免許証交付日 平成19年12月17日 （平成25年4月21日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 船首材下部及び船首船底に擦過傷 B 左舷船尾外板及び船外機の破損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、長崎市伊王島西方沖で釣りを行ったのち、三重式見港へ帰港するため、同沖を発進し、船長Aが船尾の船外機右舷側に腰を掛けて操縦を行い、三重式

	<p>見港沖防波堤西方沖に向けて北北東進した。</p> <p>A船は、船首が浮上して船首方の見通しが悪くなっていたので、船長Aは、発進当初、時折、立って船首方向の見張りを行っていたものの、他船を認めなかったため、その後は腰を掛けて見張りを行い、三重式見港沖防波堤西方沖を北北東進中、平成23年9月24日14時30分ごろA船の船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。船長Aは、衝突してB船に気付いた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、13時00分ごろ三重式見港沖防波堤西方沖でパラシュート型シーアンカーを投入して船首を西北西に向け、機関を停止して漂泊しながら釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、衝突の約5分前、左舷方からB船に向けて接近して来るA船を視認したが、A船がB船を避けて通過するものと思って釣りを続けた。</p> <p>B船は、船長Bが釣りをしながらA船の動静を見守っていたところ、A船が約200mまで接近しても進路を変えず、更に約100mまで接近したので衝突の危険を感じ、手を振って大声で叫んだものの、A船と衝突した。</p> <p>B船は、損傷箇所から浸水し、船長BはA船に乗り移り、船長Aが海上保安庁へ通報して調査を受けた後、A船によって三重式見港にえい航された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、航行中に船首が浮上し、船首方の見通しが悪くなるので、船長Aは、日頃においては、時折、立って船首方に他船がないか確認していた。</p> <p>A船の同乗者は、船首甲板の椅子に船尾方を向いて腰を掛けていた。船長A及びA船の同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、三重式見港沖防波堤西方沖を北北東進中、船長Aが、船首方に他船はいないと思い込み、船首方の適切な見張りを行っていなかったことから、船首方で漂泊中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、三重式見港沖防波堤西方沖で漂泊中、船長Bが、接近するA船がB船を避けて通過するものと思い、釣りを続けていたが、A船が接近するので、手を振るなどして注意を喚起したものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>

<p>原因</p>	<p>本事故は、三重式見港沖防波堤西方沖において、A船が北北東進中、B船が漂流中、船長Aが、船首方の適切な見張りを行っていなかったため、船首方のB船に気付かずに航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船首浮上により前方の見通しが悪い場合は、前方の適切な見張りが行えるような措置を講じ、他船を見落とさないようにすること。 ・ 漂流中に他船が接近してきた場合、動向に注意し、早めに機関を始動して回避できるようにしておくこと。